

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂案の主な内容

・債務者との意思疎通

金融機関が、的確な金融仲介機能を発揮していくためには、その前提として金融機関自らが日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、債務者の経営実態の適切な把握などの的確な債務者管理に努めていることが不可欠である。こうしたことから、検査に当たって、借り手企業に対する説明責任の履行状況（注）を検証するとともに、これに加え、金融機関の中小・零細企業に対する企業訪問・経営指導等の実施状況についても検証し、それらが良好であると認められる場合には、以下の取扱いを行うこととする。

（注）説明責任の履行状況の検証については、事務ガイドライン第 1 分冊 1 - 6（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能）に沿って行う。

1．企業の成長性等について金融機関の評価を尊重

債務者区分の判断において、企業の技術力、販売力、経営者の資質等や成長性を評価する場合に、企業訪問・経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。

2．金融機関による中小企業の再生支援の実績を引当率に反映

要管理先の中小・零細企業のうち、金融機関が企業・事業再生支援を実施し、その実績、データが存在している債務者については、それ以外の債務者と区別してグルーピングし、引当率に格差を設けることを可能とする。

・擬似エクイティへの対応**資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（DDS）**

資本調達手段が限られている中小・零細企業においては、事業の基盤となっている資本的性格の資金が債務の形で調達されていることが多い（擬似エクイティ的融資）。このような状況を踏まえて、金融機関が、中小・零細企業向けの要留意先債権（要管理先への債権を含む）を、債務者の経営改善計画の一環として資本的劣後ローンに転換している場合には、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本とみなすことができることとする。

. 小口・多数の債権の分散効果

1. 検査における「足切り基準」を引き上げ（現行 2000 万円 5000 万円）
金融検査マニュアルでは、資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好と認められる金融機関については、与信額が 2000 万円又は資本の部合計の 1%のいずれか小さい額未満の債務者については、自己査定の正確性の検証を省略することができるかとされている。当該「足切り基準」のうち金額基準について、現行の 2000 万円から 5000 万円に引き上げる（金融検査マニュアルの改訂）。
2. 中小事業者向けの小口定型ローンの取扱い
中小事業者向けの小口定型ローンについて、住宅ローンなどの個人向け定型ローンと同様、延滞状況等による簡易な基準により分類を行うことができることを明確化する（金融検査マニュアルの改訂）。

. 運用の改善

1. キャッシュフロー重視の明確化
中小・零細企業の債務者区分の判断においては、赤字や債務超過といった表面的な現象のみをもって判断することは適当ではなく、キャッシュフローを重視して検証する必要があることを明確化した。
2. 経営者の資質等に関する検証ポイントを追加
中小・零細企業の信用力や成長性を評価する場合の経営者の資質等に関する検証ポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢等を追加した。
3. 法律等に基づき承認された計画等の活用
中小・零細企業の技術力、販売力等の評価において、法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画（例えば、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」）等を参考として活用する旨明記した。
4. 疎明資料の範囲の明確化
従来検証ポイントを確認するための疎明資料の範囲を限定的に捉えられていた面があったことから、金融機関が債務者管理や自己査定のために用いる資料等を含むことを明確化した。

.事例の大幅な拡充

上記改訂等を含め、検証ポイントの改訂に併せて、事例を追加・改正し、事例集を大幅に拡充した（16事例 27事例）。主な内容は以下のとおり。

1. 経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る場合の取扱い

中小・零細企業の経営改善計画の進捗状況が計画を下回る（概ね8割に満たない）場合にも、進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析の上、キャッシュフローを含め今後の見通しを検討する事例を追加した。（事例C、D）

2. 貸出条件緩和債権の取扱いについて

本年5月に貸出条件緩和債権の「事務ガイドライン」が改正されたこと等を踏まえ、中小・零細企業の貸出条件緩和債権の検証に当たって、当該債務者の信用リスクや基準金利を判断する際、あるいは卒業基準に該当するかどうかを検証する際の事例を追加した。（事例E、F、G、H、I）

3. 代表者等からの借入金等の回収意思の確認は不要

中小・零細企業の代表者等からの借入金等については、原則として、当該企業の自己資本相当額に加味することができ、代表者等が借入金等の返済を当面要求しないことについての確認は、検証ポイントにおいて不要としたことから、当該改正に併せて事例を改正した。（事例1）

4. 資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（DDS）

経営改善計画の一環として、資本的劣後ローンへの転換（DDS）を実施した場合に、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本とみなす事例を追加した。（事例J）

5. 一時的な外部要因による赤字や債務超過時の判断

債務者が一時的な外部要因により赤字や債務超過に陥っている場合について、中小・零細企業の財務体質の特性を勘案し、表面的な事象ではなく、本業の業況やそのキャッシュフローなどをきめ細かく検証する事例を追加した。（事例K）

.その他

金融検査マニュアル本体について、上記の「足切り基準」の引上げ等のための改正のほか、現行の会計ルール（DESの期末評価や繰延税金資産等）を反映させる等、所要の改正を行っている。